

法務省民二第326号


平成26年7月4日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

租税特別措置法第81条の2の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり経済産業省大臣官房地域経済産業審議官、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官及び経済産業省中小企業庁長官から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

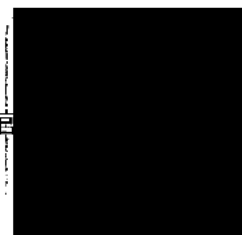


経 済 産 業 省

20140625 商局第 4 号  
平成 26 年 6 月 30 日

法務省民事局長 殿

経済産業省大臣官房地域経済産業審議官



経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

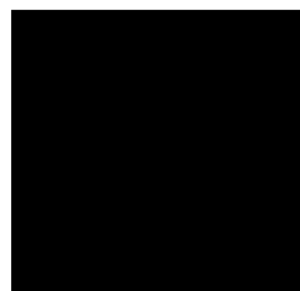


経済産業省中小企業庁長官



租税特別措置法第 81 条の 2 の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の  
様式について（照会）

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 30 号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 81 条の 2 の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減に係る経済産業大臣の証明書の様式を別添 1 及び 2 のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。



(別添1)

証 明 書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

申 請 人 殿

経済産業大臣 ○○ ○○ 印

別紙の不動産の所有権の移転の登記は、下記のとおり租税特別措置法第81条の2第1項に該当するものであることを証明する。

記

1. 本件登記申請に係る別紙の不動産を取得した者が、租税特別措置法第81条の2第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者であること。
2. 当該不動産が、当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者により租税特別措置法第81条の2第1項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するために当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域内において取得されたものであること。
3. 当該不動産に係る特定民間中心市街地経済活力向上事業計画について経済産業大臣の認定を受けた日  
平成 年 月 日
4. 当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が当該不動産の所有権を取得した日  
平成 年 月 日  
(本件登記に係る登録免許税について租税特別措置法第81条の2第1項に規定する税率の軽減措置が適用される登記の期限  
平成 年 月 日)

(別紙)

(不動産が土地の場合)

土地の所在	地番

(不動産が建物の場合)

建物の所在	家屋番号

(別添2)

証 明 書

文 書 番 号  
平成 年 月 日

申 請 人 殿

経済産業大臣 ○○ ○○ 印

別紙の建物の所有権の保存の登記は、下記のとおり租税特別措置法第81条の2第2項に該当するものであることを証明する。

記

1. 本件登記申請に係る別紙の建物を建築した者が、租税特別措置法第81条の2第2項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者であること。
2. 当該建物が、当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者により租税特別措置法第81条の2第2項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するために当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域内において建築されたものであること。
3. 当該建物に係る特定民間中心市街地経済活力向上事業計画について経済産業大臣の認定を受けた日  
平成 年 月 日
4. 当該認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が当該建物を建築した日  
平成 年 月 日  
(本件登記に係る登録免許税について租税特別措置法第81条の2第2項に規定する税率の軽減措置が適用される登記の期限  
平成 年 月 日)

(別紙)

建物の所在	家屋番号

法務省民二第325号

平成26年7月4日

経済産業省大臣官房地域経済産業審議官 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 殿

経済産業省中小企業庁長官 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第81条の2の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（回答）

本年6月30日付け20140625商局第4号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。